

議案第 6 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
  - (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当するときを除く。）。
- 第 7 条第 5 項中「前項」の次に「(第 2 号に係る部分に限る。)」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、家庭的保育事業等に係る連携施設の確保に関する特例を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。